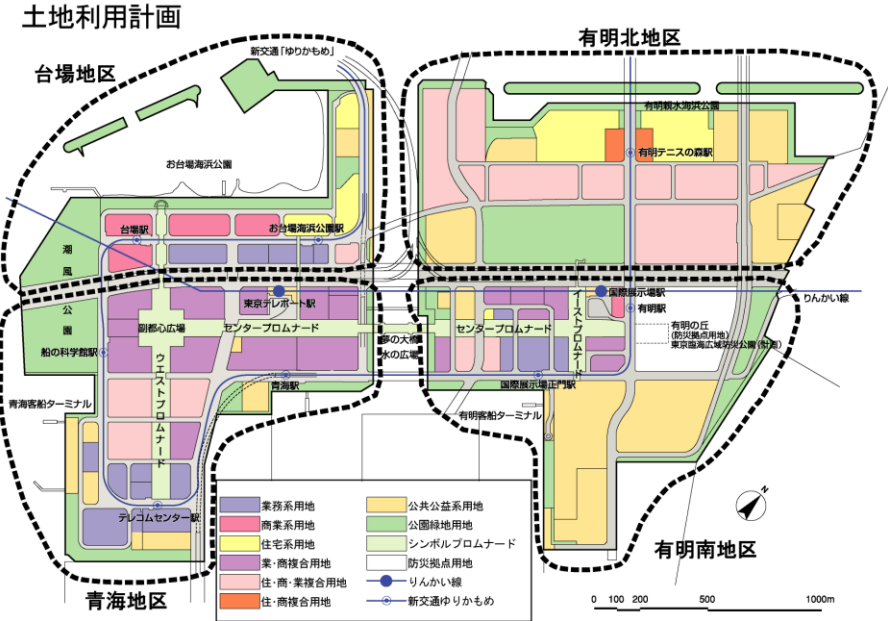
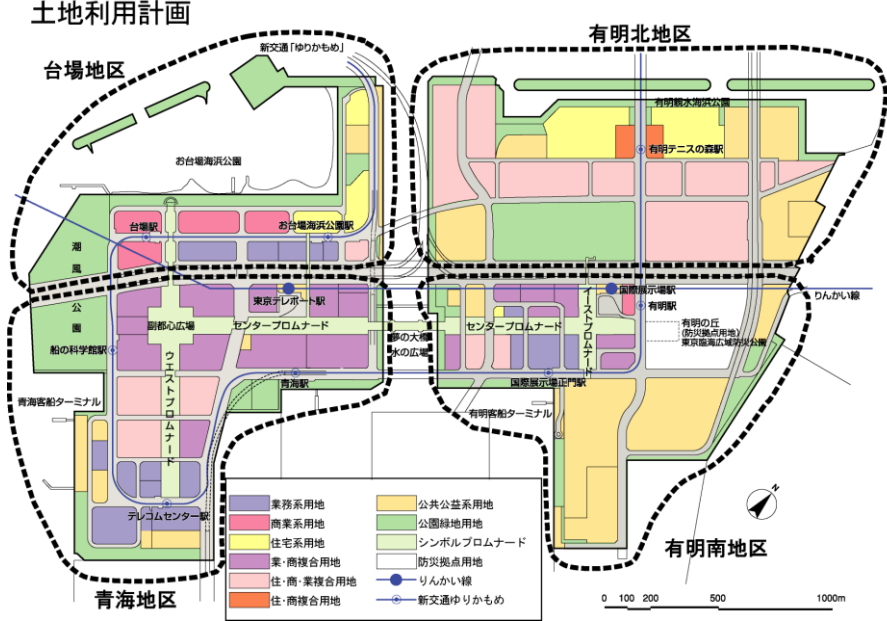


変更前	変更後
<p>■臨海副都心まちづくりガイドライン（-2014 改定-）</p>	<p>■臨海副都心まちづくりガイドライン（-2015 改定-）</p>
<p>II まちづくりの基本方針 1 土地利用方針 (1)都市機能配置（P9）</p> <p>土地利用計画</p> 	<p>II まちづくりの基本方針 1 土地利用方針 (1)都市機能配置（P9）</p> <p>土地利用計画</p> 
<p>(3)区域別計画利用方針（P12） ③ 有明南地区 イ 有明南2区域</p> <p>人、物、情報が行き交う国際情報交流の拠点として、国際展示場を配置する。国際展示場の南側には、新交通システムの車両基地等を配置する。西側海岸部には、客船ターミナル、親水緑地及び多目的ふ頭を配置する。また、東側海岸部には、公園緑地を整備する。</p>	<p>(3)区域別計画利用方針（P12） ③ 有明南地区 イ 有明南2区域</p> <p>人、物、情報が行き交う国際情報交流の拠点として、国際展示場を配置する。国際展示場の南側には、新交通システムの車両基地等を配置する。西側海岸部には、客船ターミナル、親水緑地及び多目的ふ頭を配置する。また、東側海岸部には、公園緑地及び臨海副都心や周辺地区の公共交通を支える交通基盤を整備する。</p>